

【研修課程Ⅰ】及び【研修課程Ⅱ】の研修受講にあたって

○演習を通じてケアマネジメントの実践を振り返る研修内容です。

更新/専門研修はケアマネジメントの実践を振り返り、自らの技術や能力を更に向上させていくための研修です。研修はグループワークを通じたケアマネジメントの実践のための事例検討（研修課程Ⅰ）や事例研究（研修課程Ⅱ）となっており、単に新たな知識や施策動向の情報提供を受ける場ではありません。知識の獲得や施策動向等については、専門職として、日々、自らが積極的に努めていただければと思います。

（参考）

※介護支援専門員は、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない。

（介護保険法六十九条の三十四第3項）

※わたしたち介護支援専門員は、職能団体が行う研修やあらゆる研修の場の活用、新たな情報収集などにより自ら積極的に研鑽を重ね専門的知識・技術の向上に努めなければなりません。

（介護支援専門員倫理綱領解説より抜粋）

○【研修課程Ⅰ】と【研修課程Ⅱ】は階層別研修です。

介護支援専門員更新/専門研修は、階層別研修です。ケアマネ実務に就いて間もない方が【研修課程Ⅰ】を修了し、その後、ケアマネとしての実務経験を積みながら地域で事例検討等を行ったうえで【研修課程Ⅱ】を受講して自身のケアマネジメント力を更に高めていくという制度設計となっています。

【研修課程Ⅰ】と【研修課程Ⅱ】は研修受講に必要な実務経験及び履修目標が異なる階層別の研修であることを十分にご理解いただいたうえで、ご自分の事業所・管理者とも相談して計画的に研修受講くださいますようお願いいたします。

（参考）

※専門研修課程Ⅰの研修対象者は、原則として、介護支援専門員としての実務に従事している者であって、就業後6か月以上の者とする。なお、介護支援専門員として、効果的にその専門性を高めるためには早期に受講することが適当であり、就業後3年以内に受講することが望ましい。

※専門研修課程Ⅱの研修対象者は、原則として、介護支援専門員としての実務に従事している者であって、専門研修課程Ⅰを修了している就業後3年以上の者とする。

※更新研修の研修対象者は、介護支援専門員証の有効期間がおおむね1年以内に満了する者とする。

（高知県介護支援専門員専門研修実施要綱及び高知県介護支援専門員更新研修実施要綱より抜粋）

○ケアマネ実務についている現任者を対象とした研修内容です。

実務経験者を対象とした介護支援専門員更新/専門研修【研修課程Ⅰ及びⅡ】は、ご自身が担当している事例の提出が必須であり、提出された事例をもとに、グループワークで事例検討・事例研究等のディスカッションを行う内容となっています（座学で単に講義を聞く研修ではありません）。そのため、事例の提出ができない場合や、グループワークへの参加ができない場合は、適切に研修に参加することが難しくなりますのでご注意ください。

なお、実務未経験者向けの更新研修もありますので、自身の状況を踏まえて受講申込みくださいますようお願いいたします。